

令和2年4月8日

小・中学校保護者様

泉大津市教育委員会
教育長 竹内 悟

『 緊急事態宣言 』 発令に伴う臨時休校の実施について

平素は本市学校教育にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスについて全国的な感染者の増加により、4月7日に国より緊急事態宣言が発令されました。

大阪府は緊急事態宣言の対象地域であることから、再度、大阪府教育委員会から市長村立学校に臨時休校及び臨時休校期間中の対応についての要請がございました。

本市においても全国的な感染状況及び児童生徒の感染予防の観点から下記のとおり、**臨時休校**を行うことを決定いたしました。

先日、臨時休校期間及び臨時休校期間中の対応についてお示したところでありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【 臨時休校措置について 】

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、以下の期間において**臨時休校措置**とします。

臨時休校期間：令和2年4月8日（水）～令和2年5月6日（水）

【 休校期間中の対応について 】

- ① 小・中学校の始業式は延期します
 - ・小学校8・9日 中学校8日の始業式は中止とし、あらためて始業式を行います。
なお、始業式の実施日については、各校より随時お知らせします。
- ② 健康観察日を設定します。
 - ・休校期間中に1日（2時間程度）を設定します。
*13日から17日の週に実施します。
*詳しい日時等は各校のホームページ・メール配信等でご確認ください。
 - ・登校する際には、児童生徒の体調管理をしっかりと行っていただき、熱・咳などの症状がある場合は登校させないようお願いします。（健康チェックカード提出要）
 - ・登校の際はできる限りマスクの着用をお願いします。
 - ・健康観察日における登校の有無については保護者の判断にお任せいたします。
- ③ 学童保育（なかよし）について
 - ・小学校において学童保育（なかよし）に在籍している児童に限り登校を認めます。
*午前中は学校により対応します。（学校で指定された教室）
*13時30分より学童保育（なかよし）を開設します。（必ずお弁当を持参ください。）
 - *ただし、感染症防止の観点から、できる限り自宅待機をお願いします。

・その他の児童生徒への支援

学童保育に在籍していない小学校1～3年生の児童のいる家庭ならびに特別な支援を必要とする児童生徒のいる家庭で、長期化に伴って状況の大きな変化がある(※1)など特段の事情により子どもの監護が難しい状況のご家庭については各学校にご相談ください。その際には事由確認及び書類のご提出をお願いすることとなります。ただし、お子様をお預かりできる時間は登校時～16時45分、お弁当は持参となり、13時30分からは学童保育とは別の対応となります。

- ※1 ・病院関係に従事している人について、シフトに急遽変更があった。
・子を監護する者が入院を伴う治療が急遽必要となった。等

④ クラブ活動(中学校)

・臨時休校期間中の活動を禁止します。

⑤ 教育相談との保護者面談について

・カウンセリングやアレルギー面談等、保護者等の面談を必要とするものは原則中止とします。

⑥ 校庭開放について

・臨時休校期間中の校庭開放は原則行いません。

⑦ 家庭学習について

- ・学校から提示される課題学習
- ・スタディーサプリ等のIT学習の活用
- ・読書(学校図書・図書館)

など

【 5月6日(水)以降の対応について 】

- ⑧ 5月の校外学習については中止とします。
- ⑨ 5月の参観日については中止とします。
- ⑩ 5月の家庭訪問は原則中止とします。
- ⑪ 5月の個人懇談会等の面談は原則中止とします。

【 留意事項 】

- ⑫ 臨時休校期間中、不要不急の外出は避け、自宅で待機するようお子様にご指導ください。
- ⑬ 臨時休校期間中の各種問い合わせは在籍校にお願いいたします。
- ⑭ 臨時休校期間中において、感染拡大防止の観点から職員(教員等)の家庭訪問は基本的に行いません。
- ⑮ 各家庭において、毎朝の検温・手洗い・うがい等をこまめに行っていただき、お子様の体調管理についてご留意ください。
- ⑯ 市内在住者より感染者が多数確認された場合、臨時休校措置期間及び臨時休校措置記期間中の対応(学童保育も含む)について、変更・見直しを行います。
*その場合についても、保護者が医療関係者であるなどの特段の事情があるご家庭については学校で受け入れる場合もありますのでご相談ください。

①～⑯の全ての項目について、市内のコロナウイルス感染状況・市内の児童生徒の状況等に応じて変更することがあります。